

【長期収載品の処方等又は調剤に関する事項】

長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の処方に 係る「選定療養費」のお知らせ

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、外来において患者さんの希望で厚生労働省が指定する長期収載品（先発医薬品）が処方される場合は、選定療養費のお支払いが生じます。

[特別の料金の計算方法]



ただし、以下の場合は引き続き保険給付となります。

- ・医師により医療上の必要性があると認められる場合。
- ・後発医薬品を提供することが困難な場合。
- ・バイオ医薬品が処方される場合。